

泉佐野市田尻町清掃施設組合告示第6号

泉佐野市田尻町清掃施設組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償についての条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月26日

泉佐野市田尻町清掃施設組合管理者

千代松 大耕

泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第2号

泉佐野市田尻町清掃施設組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償についての条例の一部を改正する条例

泉佐野市田尻町清掃施設組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償についての条例（昭和40年泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「特別職の職員」を「特別職の職員等」に改め、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 泉佐野市田尻町清掃施設組合附属機関条例（令和4年泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第7号）別表に掲げる附属機関の委員その他の構成員 日額 10,000円

第3条第2項中「死亡によりその職を離れた場合は、」を「死亡により」に改める。

第4条第1項中「特別職の職員等（監査委員、公平委員及び臨時又は非常勤職員は除く。以下同じ。）」を「管理者及び副管理者（以下この条において「管理者等」という。）」に改め、同条第2項中「特別職の職員等」を「管理者等」に改める。

第5条第1項中「特別職の職員」を「特別職の職員等」に改め、同条第2項中「規程」を「規定」に改める。

附 則

この条例は、令和4年11月1日から施行する。